

プロフェッショナル人材紹介会社登録要領

(趣旨及び目的)

第1条 この要領は、香川県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）と連携し、県内の中小企業、中堅企業又は組合等（以下「県内企業等」という。）と県外からのUJIターナーを始めとするプロフェッショナル人材との間におけるマッチングを実施することで、県内企業等における新事業展開等の新たな成長を促進して県内産業の活性化を図る事業（以下「本事業」という。）に参画する有料職業紹介事業者の登録について定めるものである。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるとおりである。

- (1) プロフェッショナル人材紹介会社 職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者で、この要領により知事の登録を受けた事業者をいう。ただし、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人又は国若しくは地方公共団体が資本金、基本金等の2分の1以上を出資している法人を除くものとする。
- (2) プロフェッショナル人材 相応の知識・経験又は専門的な技術・免許資格等を有する者で、新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や生産性向上等に関する取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材をいう。
- (3) 有料職業紹介等 プロフェッショナル人材と県内企業等の間における雇用契約等（副業・兼業による就業に係る業務委託契約等を含む。）の成立を有料であつせんする行為をいう。
- (4) 人材紹介手数料 職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）別表に規定する受付手数料及び紹介手数料又は法第32条の3第1項第2号に規定する手数料をいう。

(登録の方法)

第3条 本事業に参画しようとする有料職業紹介事業者は、あらかじめ拠点と協議の上、プロフェッショナル人材紹介会社登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、登録を受けなければならない。

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの
- (3) 求職及び求人の申込方法など、業務運営が分かるもの
- (4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの
- (5) 個人情報の管理に関するもの
- (6) 有料職業紹介等の実施状況及び今後の取組方針が分かるもの
- (7) 人材の円滑な定着のための取組状況が分かるもの
- (8) その他知事が必要と認める書類

(登録に伴う責務)

第4条 登録を受けたプロフェッショナル人材紹介会社は、次に掲げる責務を有する。

- (1) この要領に定める県への報告等のため、プロフェッショナル人材紹介会社又は県内企業等が、プロフェッショナル人材の個人情報を県へ提供することについて、当該プロフェッショナル人材から書面（電磁的記録を含む。）で同意を得ること。
- (2) 個人情報の取扱いにあたっては、香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護

に万全を期すこと。

- (3) 本業務を行うに当たり知り得た秘密を他に漏らし、又は本事業に関係なく自己の利益のために利用しないこと。
- (4) 毎月の初日から末日までのプロフェッショナル人材に関する有料職業紹介等の活動状況（マッチング契約成立状況、プロフェッショナル人材の登録状況、県内企業等の登録状況、求人登録の状況、成約前の対応状況、成約案件の詳細、就業開始後のフォローアップ状況等）について、翌月の別に定める期日までに拠点を通じて知事に報告すること。
- (5) 法第32条の6に規定する許可の有効期限の更新を受けた場合は、新たな許可証の写しを速やかに知事に提出すること。
- (6) 法第32条の7に規定する変更の届出をした場合は、速やかに知事に報告すること。
- (7) 拠点を始めとする関係機関と連携し、本事業の円滑な実施と成果向上に努めること。
- (8) 法第32条の8に規定する事業の廃止をする場合又は登録を辞退する場合は、1か月前までにその旨を申し出ること。

（登録の基準）

第5条 登録の可否については、次に掲げる審査基準により申請内容を審査の上、知事が決定する。

- (1) 県外在住の人材に関する求人・求職の登録実績があるか。
 - (2) 県内企業等の求人登録の実績があるか。
 - (3) 県外在住の人材に関するマッチング実施（紹介）実績があるか。
 - (4) 県外在住の人材に関する採用（成約）実績があるか。
 - (5) 有料職業紹介等の取組方針が、本事業の目的に合致しており、プロフェッショナル人材の登録やマッチングに繋がるような具体的な取組となっているか。
 - (6) 県内企業等に就業した人材が円滑に定着できるよう、就業開始後においても、人材及び採用企業に対する適切なフォローアップ等の取組を行っているか。
- 2 前項の審査は、原則として提出された申請書類等により行うものとするが、あわせて担当者による事前ヒアリングを行うことがある。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、登録通知日から当該年度末までとする。ただし、有効期間満了までの1か月までに登録を辞退する旨の申し出がない場合、本登録は更に1年更新されたものとし、その後も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録は、次に掲げるいずれかに該当することとなったときに終了する。
- (1) 法第32条の9に規定する許可の取消があったとき
 - (2) 次条の規定により、登録を取り消したとき

（登録の取消し）

第7条 知事は、プロフェッショナル人材紹介会社が次に掲げるいずれかに該当するに至ったときは、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 不正な行為があると知事が認めたとき
 - (2) 正当な理由がないのに、第4条に掲げる責務を全うしないとき
- 2 前項の規定により登録を取り消した場合にプロフェッショナル人材紹介会社が被った損失に

については、知事は損害賠償を行わない。

(指導監督)

第8条 知事は、この登録に関する事項について、必要に応じて検査し、プロフェッショナル人材紹介会社に対して報告を求めることができるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、登録に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第10条 第3条、第4条の規定による申請又は届出については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われる申請又は届出については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

附 則

この要領は、平成27年12月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年3月6日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

香 川 県 知 事 殿

所 在 地 （〒 ）

名 称
代表者職・氏名

プロフェッショナル人材紹介会社登録申請書

プロフェッショナル人材紹介会社登録要領第3条の定めに基づき、同要領第4条に掲げる責務を承知の上、次のとおりプロフェッショナル人材紹介会社としての登録を申請します。

1 有料職業紹介事業者の概要

有料職業紹介事業許可番号	(有効期間 年 月 日から 年 月 日まで)
事業所の概要	所在地 (〒) 名 称 代表者職・氏名
特徴 (得意とする業界、実績等)	

2 添付書類

- (1) 有料職業紹介事業許可証の写し
- (2) 有料職業紹介事業者の概要が分かるもの（パンフレットなど）
- (3) 求職及び求人への申込方法など、業務運営が分かるもの（求人・求職票の様式及び申込手順が分かるものなど）
- (4) 人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの（求人企業と交わす契約書の様式、手数料表など）
- (5) 個人情報の管理に関するもの（個人情報保護方針など）
- (6) 有料職業紹介等の実施状況及び今後の取組方針が分かるもの（別紙1）
- (7) 人材の円滑な定着のための取組状況が分かるもの（別紙2）
- (8) その他知事が必要と認める書類

3 本件に係る担当者連絡先

氏名		所属・職名	
電話番号		F A X 番号	
メールアドレス			

(注) 本様式及び添付書類は、あらかじめ香川県プロフェッショナル人材戦略拠点と協議の上、その確認を経て提出してください。

別紙 1

有料職業紹介等の実施状況及び今後の取組方針について

1 有料職業紹介等の実施状況

○ 対象期間 年度分 (単位：件)

		求人（企業）		求職（人材）	
		全数	うち県内企業	全数	うち県外在住者
(1) 登録件数	常雇等				
	副業等				
(2) マッチング 実施件数	常雇等				
	副業等				
(3) 成約件数	常雇等				
	副業等				

2 有料職業紹介等の今後の取組方針

	企業向け	求職者向け
登録数を増やすための取組		
マッチングを増やすための取組		
その他の取組 (任意)		

(注) 実施状況は、次の基準により申請年度の前年度（4月～3月）分を記載してください。

○常雇等：雇用契約に基づく就業であって、「副業等」に該当しないものをいう。

○副業等：期間の定めのある雇用契約又は業務委託契約等に基づく就業であって、別に主たる就業先を有する人材（副業・兼業人材）の活用を前提としたものをいう。

別紙2

人材の円滑な定着のための取組について

	企業向け	求職者向け
就 業 前		
就 業 後		
そ の 他 の 取 組 (任 意)		